

# 横浜の子どもたちにこれだけは今すぐに!

横浜市長 林 文子 様

## 子どもたちの権利を保障するための要請書

### 要請理由

少人数学級の実現や小児医療費の拡充、中学校給食の実施など横浜市の子どもに関わる施策は県内の他の自治体や他の政令指定都市と比べて、とても低い水準にあります。今こそ住民福祉の向上を第一にした支え合う市政が求められています。私たちは「子育てするなら横浜で」と他の自治体の住民から言われるくらいに、子どもにも大人にも優しい、子どもが育ちやすい環境をぜひ作ってほしいと願っています。横浜のすべての子どもたちが安心できる環境の中で成長・発達するために、「日本国憲法」、「児童憲章」、「子どもの権利条約」に基づいて、今すぐに要請項目を実現してください。



切り取り線

## 子どもを守る横浜各界連絡会

2016年 月 日

### 連絡先

〒220-0031 横浜市西区宮崎町25  
TEL.045-241-0005  
FAX.045-241-4987

取扱い団体

### 事務局団体

- 横浜子どもを守る会
- 横浜学童保育連絡協議会
- 横浜保育問題協議会
- 子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会
- 横浜市立高等学校教職員組合
- 横浜市従業員労働組合

市民が安心して子どもを預け働き続けるために

# 放課後児童育成事業間の格差を是正し 学童保育の充実を求める請願書

## 請願にあたって

1963(昭和38)年、横浜で学童保育が開始されて以来53年が経ち、1997(平成9)年には学童保育が児童福祉法に位置づけられ、2013(平成25)年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、ここ横浜市でも「子ども・子育て支援事業計画」の柱としての放課後児童育成事業として、新たなスタートを切りました。現在では市内に227か所の学童保育が運営され、10,703名(2015年5月1日現在)の留守家庭児童が通っています。

横浜市は、この放課後児童育成事業で、2020(平成32)年には「留守家庭児童の安全で快適な放課後の居場所」として約24,000人分を確保するとし、放課後キッズクラブを全校展開して14,000人分、学童保育(放課後児童クラブ)で10,000人分を確保する計画です。学童保育に関しては、新たな基準にスムーズに対応できるよう、横浜市の条例基準を満たしていない放課後児童クラブへの分割・耐震化移転を促進することを方針としています。

しかし、分割・移転に必要な費用の実態に合わない補助金と、移転先確保への支援体制が不十分な状況の中で、半数を超える学童保育が面積基準(1.65㎡/人)を満たすことができません。また、この背景にはキッズクラブの全校展開によって、学童保育の存続を危ぶみ保護者からの資金を集めての分割等に踏み切れないといった問題も存在しています。

横浜市の事業計画に記載されている「学童保育で1万人の留守家庭児童を受け入れる」ようにするには、最低限、現状の学童保育を存続し、放課後児童育成事業の充実につながる事業とすることが必要です。

そのために、学童保育と放課後キッズクラブとの間にある、保育料、施設整備の費用負担、職員人件費などの格差を是正することが緊急の課題となっています。

私たちは、こうした施策的な要因で学童保育の存続をあきらめることのないような制度作りと予算措置が重要であると考えています。

2017(平成29)年度予算編成にあたり、各学童クラブが安定的な運営を営める予算措置を講じていただけるよう、市会一丸となってこの請願を採択されることを願うものです。

### 請願団体 連絡先

横浜学童保育連絡協議会・横浜市従学童保育指導員支部  
〒231-0027 横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201  
TEL 045-662-7244 FAX 045-663-4118 E-mail:hama\_gkd@d3.dion.ne.jp

### 取扱い 団体

2016年 月 日

～横浜市の放課後児童健全育成事業の保護者負担の格差をなくすために～  
**請願項目1 学童保育と放課後キッズクラブの保育料が公平になるように、学童保育の補助制度を改善してください。**

- ・運営費の大半を占める人件費は、学童保育は1/2を保護者が負担することになっていますが、放課後キッズクラブでは全額補助金が支給されています。
- ・キッズクラブと学童保育の保護者負担金の不公平感は横浜市も認めています。それを改善するためには、学童保育にも放課後キッズクラブと同等な水準の補助金が支給されるような制度改善が必要です。



～学童保育を必要とするすべての子どもが利用できるように～  
**請願項目2 条例基準を満たすための分割及び移転については、市の責任と負担で行ってください。**

- ・横浜市の留守家庭児童の75%は学童保育を利用していますが、その施設の60%は条例で定められた面積基準や耐震基準を満たすための分割や移転が必要です。
- ・1万人の留守家庭児童が学童保育を利用するという事業計画の趣旨を生かすには、キッズクラブの施設整備費の6.7%に過ぎない学童保育の移転分割予算を大幅に増額し、学童保育の移転、分割を保護者任せではなく、市が主体となって行う必要があります。

～すべての子どもたちの放課後の生活を守るために～  
**請願項目3 支援の単位あたり常勤職員2名と非常勤職員1名の指導員体制となるように人件費を増額して下さい。**

- ・横浜市では全国に先駆けて常勤指導員2名体制を維持してきましたが、全体の半数以上を占める大規模クラブでは、支援単位あたり常勤職員1名、非常勤職員1名の職員配置分の補助金しか出ていません。
- ・今年から19時までの開所が基本になり、開所時間を通じて資格をもった職員を配置するためには、すべての支援単位に常勤職員2名、非常勤職員1名の体制が必要です。

氏名	住所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、請願署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。  
 ・この署名は、請願署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。  
 ※署名の住所は、「ッ」や「同上」はなるべく使わずに、番地までお書き下さい。

子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができるように  
 「子どもの権利条約」に基づいて、次の10項目を要請します。

● 要 請 項 目 ●

- 1 2015年6月5日、「学校を取り巻く、課題が複雑・困難化」と衆議院文部科学委員会、全会一致で35人学級への改正検討を決議しました。文科省のこうした姿勢を後押しするように、当面、小・中・高校の公私立の全学年35人学級の実施を県・国に強く働きかけてください。市独自に人を配置した少人数学級の拡大に向けた取り組みをしてください。
- 2 横浜市のすべての放課後児童健全育成事業が市の基準条例と国の運営指針に沿った公平な運営ができるよう、必要な制度改善と予算措置をしてください。
- 3 昭和31年、中学生の心身の成長・発達は著しく、それを保障すべく、中学生にも学校給食は必要、と学校給食法は改定されました。60年間、中学校給食を横浜市が実施しないのは、責任放棄です。すぐ、実施してください。
- 4 高校の授業料を無償に戻すよう、国に要請してください。全日制公立高校の募集枠拡大を、県に強く働きかけてください。夜間定時制高校の給食を、従来の完全給食に戻してください。
- 5 待機児童解消のため、保育所の増設と職員の処遇改善を図って下さい。
- 6 不登校の子どもたちに含まれると考えられる発達障害の子どもたちへの適切な対応について、早急に学校・相談機関との連携が取れるようにしてください。
- 7 児童虐待に迅速に対応するため、引き続き区と児童相談所の専門職の計画的な人員配置と人材育成を図ってください。あわせて虐待を受けた児童の受け入れ先として、里親制度の拡充と、乳児院・児童養護施設・グループホームなどの受け入れ定員をさらに増やしてください。
- 8 小・中・高校の学級に在籍する「特別な支援」を必要とする児童・生徒のための教員を新たに増員してください。
- 9 学校図書館の充実のために、資格を持った学校司書を採用してください。また、責任を持って市立図書館のサービス水準を維持・向上させ、そのノウハウを蓄積するために、市が直接運営してください。
- 10 子どもの医療費無料化の年齢を中学校卒業までに引き上げてください。あわせて所得制限をなくしてください。

氏名	住所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、陳情署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。  
 ・この署名は、陳情署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。  
 ※署名の住所は、「ッ」や「同上」はなるべく使わずに、番地までお書き下さい。

切り取り線